

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
行政機関等の名称	寝屋川市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 保護課
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領に基づく自立支援金の支給など
記録項目	1氏名、2郵便番号、3住所、4生年月日、5電話番号、6貸付コード、7貸付決定日、8最終送金日、9初回受付日、10受付方法、11受付日、12対象区分、13申請書、14申請確認書、15本人確認、16収入、17資産、18求職条件、19振込先口座、20主たる生計者、21再貸付の借用書（控）の写し、22再貸付の振込状況がわかる通帳の写し、23再貸付の不承認通知の写し、24様式1-3、25緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況がわかる通帳の写し、26通知書発送日、27支給金額、28不支給の理由、29支給日、30振込先銀行、31振込先支店、32電話連絡日、33中止理由、34返送日、35訂正指示内容、36就労結果、37重点的フォローアップ送付日
記録範囲	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、大阪府社会福祉協議会から再貸付等に係る情報提供を受けたもので、当該給付金の支給要件を確認するために必要な情報
記録情報の収集方法	申請者からの書類提出、大阪府社会福祉協議会からの通知による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	寝屋川市総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	電算処理ファイル  (電算処理ファイルの場合のみ) 令第21条第7項に該当するファイル 有
備考	—